

指定訪問介護、指定第1号訪問事業 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| 名 称 | ヘルパーステーション・レインボー |
| 所 在 地 | 岡山市中区倉田668-1 |
| サービスの種類と 事業所 指定番号 | 訪問介護・第1号訪問事業 岡山県3370101515号 |
| 管 理 者・連 絡 先 | 木村 教代 086-200-1720 |
| サービス 提供地域 | 岡山市 (旧御津町及び建部町、瀬戸町、灘崎町は除く) |

(2) 事業所の職員体制と業務内容

| 職 種 | 業 務 内 容 | 人 員 |
|------------------------|---|-----|
| 管 理 者 | サービス提供責任者（訪問事業責任者）などの従業者の管理、指定訪問介護、第1号訪問事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に厚生省令で定められた指定訪問介護等の人員基準及び運営に関する基準を遵守させる為に、必要な指揮命令を行います。 | 1 名 |
| サービス提供責任者 (訪問事業責任者) | サービス提供責任者（訪問事業責任者）は、ご利用者の日常生活全般の状況及びご希望を踏まえて、指定訪問介護、第1号訪問事業の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容などを記載した訪問介護計画を作成し、その内容をご説明致します。又、指定訪問介護、第1号訪問事業のご利用の申し込みに関わる調整、サービス提供者に対する技術指導などサービスの内容の管理を行います。 | 名 |
| 訪問介護員 (生活支援員) | ご利用者の居宅に訪問し、訪問介護、第1号訪問事業サービスの実施を行います。 | 名 |

(3) サービス提供可能な日と時間帯

| | |
|----------|---|
| サービス提供時間 | 休日なし 8:00～19:00 |
| 事務所営業時間 | 休日：祝日・国民の休日 12月30日～1月3日 営業時間：8:30～17:00 上記以外の営業時間は転送電話対応 |

2. サービス内容

| | |
|-------------------------------|---|
| 身体介護 (生活支援サービスでは 行いません) | 排泄介助 食事介助 特段の専門的配慮を持って行う調理 清拭 お むつ交換 入浴 日常的な行為としての身体整容 部分浴 全身浴 洗面等 更衣介助 体位変換 移乗移動介助 通院介助 外出介助 起床就寝介助 服薬介助 排泄物等のついた物の洗濯 自立生活支援の為の見守りの援助 (一緒に行う調理等) サービスの準備及び記録等 健康チェック 環境整備 相談援助 等 |
| 生活援助 | 健康チェック 環境整備 相談援助 清掃 ゴミ出し 一般的な洗濯 衣類管理 一般的な調理 配膳 下膳 買い物 薬の受取り ベッドメイク サービスの準備及び記録等 等 |
| 訪問介護計画の作成 | ケアプランに基づく適切な介護計画の作成等 |

なお、次のようなサービスは介護保険の対象とはなりません。

- ①本人以外の部屋の掃除など、家族の為の家事等
- ②庭の草むしり、犬の散歩などホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えないもの
- ③大掃除など、普段はやらないような家事

3. サービスについての相談・緊急連絡先及び苦情申し立て窓口

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 電話 | 086-200-1720 |
| 管理者 | 木村 教代 |
| 対応時間 | 土・日・祝祭日及び12月30日～1月3日を除く 8:30～17:00 |
| 岡山県国民健康保険団体連合会 | 介護サービス苦情処理 086-223-8811 |
| 岡山市保健福祉局 事業者指導課 | 086-212-1012 |
| 岡山市保健福祉局 介護保険課 | 086-803-1240 |

4. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② 従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 虐待防止責任者は管理者とします。

5. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用出来るように支援を行います。

6. 緊急時等における対応方法

利用者に病状の急変が生じた場合・その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者へ報告します。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

緊急時の対応処理については、「緊急対応処理規定」に従い事前の打ち合わせの通り速やかに処理致します。

7. 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（第1号訪問事業にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1. 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、完結の日から5年間保存します。
2. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
3. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険には加入しております。

8. 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するして訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、周知徹底します。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

10. 身体拘束の禁止について

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合)

- ・利用者又は従業者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
- ・身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合。

11. 医療費控除について

訪問介護サービスの提供を受けた場合、その介護費用について一定の条件を満たした場合、確定申告の医療費控除の対象となる事があります。領収証の再発行は致しかねますので、ご了承下さい。

12. 利用料その他費用の額

訪問介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。通常の事業の実施以外の訪問介護を行うに際して要した交通費は徴収致しません。

①訪問介護：厚生労働大臣の定める基準介護報酬

【訪問介護費】（1回につき）

※自己負担額は、1回ごとではなく、利用月の利用総単位数をもとに計算するので、小数点以下の端数処理の関係が生じ、1回分の負担額と必ずしも一致しない場合があります。

| イ. 身体介護が中心である場合 | | | | |
|--------------------------------------|---|---------------------------------------|--|--|
| 時間 | 単位数 | 利用者自己負担額 (1割) | 利用者自己負担額 (2割) | 利用者自己負担額 (3割) |
| 20分未満 | 163単位 | 166円 | 333円 | 499円 |
| 20分以上 30分未満 | 244単位 | 249円 | 498円 | 747円 |
| 30分以上 1時間 | 387単位 | 395円 | 790円 | 1185円 |
| 1時間以上 | 567単位に 30分を増すごと に+82単位 | 579円に30分を増す ごとに+84円 | 1158円に30分を増す ごとに+167円 | 1737円に30分を増すご とに+251円 |
| ロ. 身体介護に引き続く生活援助 | | | | |
| 上記の身体介護に 加算されるもの ※195単位が 上限 | 20分以上 65単位 45分以上 130単位 70分以上 195単位 | 20分以上 66円 45分以上 133円 70分以上 199円 | 20分以上 133円 45分以上 265円 70分以上 398円 | 20分以上 199円 45分以上 398円 70分以上 597円 |

| ハ. 生活援助が中心である場合 | | | | |
|-----------------|-------|------|------|------|
| 20分以上45分未満 | 179単位 | 183円 | 365円 | 548円 |
| 45分以上 | 220単位 | 225円 | 449円 | 674円 |

【夜間・早朝割り増し】

| 時間帯 | 加算率 |
|-----------------|-----|
| 早朝（6：00～8：00） | 25% |
| 夜間（18：00～22：00） | 25% |
| 深夜（22：00～06：00） | 50% |

【加算】

| | 単位数 | 利用者自己負担額（1割） | 利用者自己負担額（2割） | 利用者自己負担額（3割） |
|---------------|---------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 初回加算（※1） | 200単位 | 204円 | 408円 | 613円 |
| 緊急時訪問介護加算（※2） | 100単位 | 1032円 | 204円 | 306円 |
| 特定事業所加算Ⅱ（※3） | 基本単位に10%加算されます。 | | | |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 | | | |

※1 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定します。

新規に訪問介護計画を作成する場合とは初回利用時と過去2月（暦月）に当事業所よりサービス提供の実績がなく計画が変更になる時です。

※2 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員等が居宅介護計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に算定します。

※3 法律に定める基準を満たしている為、算定しています。

③第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）

| | 単位数 | 利用者自己負担額（1割） | 利用者自己負担額（2割） | 利用者負担額（3割） |
|--------------|--------------------------|--------------|--------------|------------|
| 週1回訪問 | 1176単位 | 1,201円 | 2,402円 | 3,602円 |
| 週2回訪問 | 2349単位 | 2,399円 | 4,797円 | 7,195円 |
| 週3回訪問 | 3727単位 | 3,806円 | 7,611円 | 11,416円 |
| 初回加算 | 新規利用時に200単位 | 205円 | 409円 | 613円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数の1000分の245相当する単位数 | | | |

④第1号訪問事業（生活支援訪問サービス）

| | 週1回 | 週2回 | 週3回 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 基本単位 | 862単位 | 1,721単位 | 2,722単位 |
| 上級資格者配置加算 | 86単位 | 171単位 | 271単位 |
| 介護職員処遇改善加算 I | 211単位 | 422単位 | 667単位 |
| 合計単位数 | 1,159単位 | 2,314単位 | 3,560単位 |
| 利用者自己負担額（1割） | 1,184円 | 2,363円 | 3,635円 |
| 利用者自己負担額（2割） | 2,367円 | 4,725円 | 7,270円 |
| 利用者自己負担額（3割） | 3,550円 | 7,088円 | 10,905円 |

【加算】

| | 単位数 | 利用者 自己負担額 （1割） | 利用者 自己負担額 （2割） | 利用者 自己負担額 （3割） |
|--------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 初回加算 | 新規利用時に 200単位 | 205円 | 409円 | 613円 |
| サービス提供資格評価加算 | 1回につき 10単位 | 11円 | 21円 | 31円 |

※月の途中から利用開始の契約を行った場合は基本的に初回の利用日を起算日として日割り計算を行います。

⑤キャンセル料について

| 時 間 | キャンセル料 |
|-----------------------------|--------|
| サービス利用日前日の17時までに連絡を受けた場合 | 無 料 |
| サービス利用日前日の17時までに連絡を受けなかった場合 | 2,000円 |

※体調の急変等やむを得ない事情のある時は、この限りではありません。

※前日が休日の場合でも、転送電話につながるようになっておりますので、必ず連絡をお願い致します。

※第1号訪問事業については対象となりません。